

社労連第 2 2 5 号
平成 2 3 年 6 月 1 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 金 田 修
(公 印 省 略)

「ねんきんネット」の周知について（お願い）

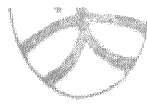
平素は、連合会の事業運営につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、今般、厚生労働省年金局事業企画課長から小職あて、別添（平成 2 3 年 5 月 2 5 日年管企発 0 5 2 5 第 2 号）のとおり、「ねんきんネット」の普及、活用に関する社労士への周知に関する依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、貴会会員の皆様への周知方ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、連合会では、会員専用ホームページにより、会員の皆様への周知を行うこととしておりますことを申し添えます。

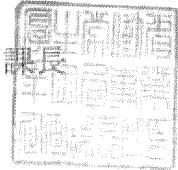
（担当：業務部企画課）



年管企発0525第2号
平成23年5月25日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省年金局事業企画課長



「ねんきんネット」の周知について（依頼）

社会保険事業の運営につきましては、日頃より格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

日本年金機構においては、平成23年2月28日から被保険者や受給者の方々が、いつでもご自身の年金記録をインターネットで確認できる「ねんきんネット」サービスを開始したところです。

「ねんきんネット」では、従前のサービスを改善して画面を見やすくし、保険料の未納期間や、国民年金と厚生年金の期間が重複している期間、記録の改ざんが疑われる標準報酬が5等級以上変動している月が赤字で示されるようになり、「漏れ」や「誤り」を発見しやすくしております。

実際、沖縄県の61歳の女性の方が「ねんきんネット」をご覧になり、赤字で「未加入」となっていた期間について、旧姓の頃の2つの厚生年金の記録を発見されたという事例もありました。

この秋からは、繰上げ、繰下げ、在職老齢年金など、ご自身のライフプランに基づいた年金額を試算できるサービスを追加することとしております。

ご自身による記録の確認を進める上で、「ねんきんネット」は有効なツールであることから、厚生労働省及び日本年金機構は、ホームページや政府広報などを通じて普及に取り組んでおります。

ついでには、日頃国民の皆様からの年金相談に携わっておられる社会保険労務士の皆様に、是非自ら「ねんきんネット」をご利用いただくとともに、年金相談や労働関係の相談など様々な場面でお客様にも「ねんきんネット」の利用をお勧めしていただければと思います。貴連合会より全国の社会保険労務士の皆様にご協力の呼びかけをいただきますようお願い申し上げます。

別添資料

「ねんきんネット」サービスのご利用方法について

① 本サービスのご利用方法（ユーザID・パスワードの発行手続き）

- ・初めてご利用になる方（アクセスキーをお持ちでない方）・・・・・・・・・・ 1
- ・アクセスキーが送付された方（平成 23 年 4 月以降のねんきん定期便に記載）・・ 7
- ・平成 23 年 2 月まで年金個人情報提供サービスをご利用の方・・・・・・・・・・ 15

② 本サービスによる年金記録の見方・・・・・・・・・・ 20

③ 本年秋以降に予定しているサービス内容・・・・・・・・・・ 28

（参考）ねんきんネットサービス周知用チラシ